

静岡県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療（精神通院医療）を担当する医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。

令和5年1月27日

静岡県知事 川勝平太

指定医療機関の 名 称	所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			新	旧	
フラワー薬局 初倉店	島田市南原 85-10	医療機関 の所在地 の変更	島田市南原 85 -10	島田市南原 87- 5	令和4年11月11 日